

# 写

大労安発0327第2号  
令和2年3月27日

大阪府教育委員会教育長 殿

大阪労働局職業安定部長

令和3年3月以降の新規高等学校卒業者を対象とする求人に係る  
対応について（依頼）

平素は、職業安定行政の推進に格別のご配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新規高等学校卒業者を対象とする求人（以下「高卒求人」という。）については、全国統一の様式でハローワークが受け付け、求人票を作成、求人企業に交付し、当該求人票については、求人企業から各高等学校等（以下「高校」という。）に直接交付され、高校においては、当該求人票を使用して職業紹介を行っているところです。

令和2年1月6日から求人票の様式が変更となり、運用を行っているところですが、令和3年3月以降の卒業予定者を対象とする高卒求人についてご周知いただきたい点を、下記のとおり取りまとめましたので、大阪府内の全ての高校への情報提供についてご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 求人票の補足について

刷新により削除された項目等を補足するため、以下のとおり対応します。

#### (1) 賃金の手取り額について

モデルとなる賃金の総支給額から社会保険料や所得税額を控除した手取り額の令和2年分早見表（別添1）を作成しましたので、参考としてください。

#### (2) 求人連絡・推薦数について

指定校求人である場合、求人票に「求人連絡・推薦数一覧表」（別添2）を添付するか、「補足事項」欄又は「求人条件にかかる特記事項」欄（以下「補足事項欄等」という。）へ「学校名」及び「推薦人数」を記載します。

なお、指定校求人である場合は、補足事項欄等へ【指定校求人】と記載し、公開求人である場合は補足事項欄等へ【公開求人】と記載します。

#### (3) 補足事項欄等へ記載する内容について

下記ア～クについて、補足事項欄等に記載します。

ア 試用期間が「あり」の場合、「当該期間」

- イ 試用期間中の労働条件が「異なる」場合、「異なる条件」
- ウ その他の就業場所がある場合、「所在地及び支店名等」
- エ マイカー通勤「可」の場合、「駐車場の有無」
- オ 転勤の可能性「あり」の場合、「当該地域」
- カ 賃金形態が「日給・時給・年俸制」の場合、「月額の計算方法」
- キ 入居可能住宅が「あり」の場合、「利用条件や宿舎費等の詳細」
- ク 新卒者の入社日が4月1日と異なる場合、「当該入社日」

(4) 上記内容のほか、求人票の見方のポイント（別添3）をご参照ください。

## 2 募集の中止について

刷新後、求人企業はインターネット上で求人申し込みや取り消しが可能となり、ハローワークの承認を得ずに、募集の中止がなされる可能性があります。

ただし、募集の中止に係る対応は、従来どおり求人企業から高校及びハローワークへの事前通知が必須ですので、ハローワークにおいては、求人企業に対してインターネット上での当該処理を行わないよう注意喚起を行っています。

高校におかれましても、求人企業から募集中止の連絡を受けた場合は、ハローワークへの事前通知を行っているか求人企業にご確認いただき、事前通知を行っていないことを把握した場合は、高校の所在地を管轄するハローワークへ情報提供いただきますようお願いいたします。